別表中「環境省」の下に「（原子力規制委員会を除く。）」を加え、「

防衛省	十八日

」を「

原子力規制委員会	十八日
防衛省	

」に改める。

（人事院規則九―一七の一部改正）

第四条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表原子力安全委員会事務局の項を削る。

別表第一の二十七の表に次のように加える。

産業保安監督部	部長	二種
	産業保安監督管理官	三種
	課長 企画調整官	四種
支部	支部長	二種
	課長	四種
産業保安監督署	署長	四種
那覇産業保安監督事務所	所長	三種
	課長	五種

別表第一の二十八の表原子力安全・保安院の項、産業保安監督部の項、産業保安監督部支部の項、産業保安監督署の項及び那覇産業保安監督事務所の項を削る。

別表第一中三十七の表を三十八の表とし、三十六の表の次に次の一表を加える。

三十七　原子力規制委員会

組織	官職	区分
原子力規制庁	審議官 課長	一種
	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

（人事院規則九―三〇の一部改正）

第五条　人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「資源エネルギー庁原子力安全・保安院」を「経済産業省」に改める。

第五条第一項第二号中「資源エネルギー庁原子力安全・保安院」を「経済産業省商務情報政策局、産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所」に改める。

（人事院規則九―四二の一部改正）

第六条　人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

別表のハの項中「地球環境審議官」を「地球環境審議官　原子力規制庁長官」に改め、同表のニの項中「原子力安全・保安院長」を削り、同表の備考第一項中「地球環境審議官」の下に「、原子力規制庁長官」を加える。

（人事院規則九―五五の一部改正）

第七条　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の二の表青森県の項中「上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附五〇四の三六　六ヶ所原子力安全管理事務所」を削り、「六ヶ所原子力保安検査官事務所」を「六ヶ所原子力規制事務所」に改める。

（人事院規則九―一二三の一部改正）

第八条　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、第三十九号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九　原子力規制庁

第三条第六号イ中「原子力安全管理事務所及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十四　原子力規制庁の業務であって、次に掲げるもの

イ　地域原子力安全統括管理官事務所の業務であって、人事院が定めるもの

ロ　核物質防護室分室の業務であって、人事院が定めるもの

ハ　原子力規制事務所の業務であって、人事院が定めるもの

第四条第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからクまでをニからオまでとする。

（人事院規則九―一二九の一部改正）

第九条　人事院規則九―一二九（東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

（人事院規則一一―八の一部改正）

第十条　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「地球環境審議官」を「地球環境審議官　原子力規制庁長官」に改める。

（人事院規則一五―一四の一部改正）

第十一条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号ル中⑸を削り、⑹を⑸とし、同号ルに次のように加える。

⑹　原子力規制庁における原子力施設の事故発生に係る緊急業務

（人事院規則二一―一の一部改正）

第十二条　人事院規則二一―一（交流基準）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、原子力安全・保安院」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則二一―一の一部改正に伴う経過措置）

2　この規則の施行の日の前日から起算して二年を経過する日までの間における原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第九十二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第二十条第一項に規定する原子力安全・保安院の職員であった者に関する第十二条の規定による改正後の規則二一―一第二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「、国土地理院」とあるのは、「、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第九十二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第二十条第一項に規定する原子力安全・保安院、国土地理院」とする。

（人事院規則九―一五の一部改正）

3　人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「⑹」を「⑸」に改める。